

原産地表示

「国産食肉」と「輸入食肉」

○食肉（畜産物）の場合、**国産か輸入（この場合国名）**かで、原産地を表示します。
 ＊農産物と違って国産の都道府県名を表示する義務はありません。

国産食肉の場合 「国産」（国内産）である旨を表示します。.....

国産牛肉

豚肉(国内産)

国産鶏肉

輸入食肉の場合 その原産地国名を表示します。.....

アメリカ産豚肉

オーストラリア産牛肉

鶏肉(中国産)

原産地とは？ 原産地は、飼養期間が最も長い場所(国)のことをいいます。

例1 原産地表示・アメリカ

飼養地	アメリカ	日本
飼養期間	12ヶ月	10ヶ月

アメリカが最も長い

例2 原産地表示・日本=国産

飼養地	カナダ	アメリカ	日本
飼養期間	7ヶ月	7ヶ月	8ヶ月

日本での8ヶ月が飼養地として最も長い

例3 原産地表示・日本=国産

飼養地	カナダ	アメリカ	日本
飼養期間	8ヶ月10日	8ヶ月10日	8ヶ月10日

飼養期間が同じ場合、最後の飼養地の日本を表示

国名の名称表示として使える略称など

- ①アメリカ合衆国 アメリカ、米国
- ②オーストラリア 豪州
- ③中華人民共和国 中国
- ④タイ王国 タイ

単独では使えない国名の略称など

- (この場合、国名を併記する)
- ①USA、US、AUS、NZ、DEN等のアルファベットの表記
 - ②オージービーフ、Jビーフなど明確でないもの
 - ③アイオワビーフ、カンザスビーフ、バージニアチキン等の州名

Check! ● JAS 法第19条の13、14 ▶(P136) ● 生鮮食品品質表示基準第4条 ▶(P123) ● 商品の原産国に関する不当な表示 ▶(P117) ● 牛肉小売品質基準5 ▶(P141) ● 豚肉小売品質基準6 ▶(P143) ● 食鶏小売規格第1章5(7) ▶(P144) ● 食肉公正競争規約第3条第1項(2) ▶(P92)、第4条(3) ▶(P94)、第9条第1項(2) ▶(P98) / 同施行規則第5条 ▶(P93)、第17条 ▶(P99) ● 不正競争防止法第2条13 ▶(P167)